

# 歯科医師の保険料賦課方法が変わります

令和6年度から歯科医師の保険料賦課方法が変わります。

所得割等の算定には、診療報酬から総所得金額等を使用することとなります。

さらに賦課方式をこれまでの三方式(所得割、世帯割、被保険者割)から二方式(所得割、均等割)へと変更いたしました。

## 第1種及び第2種勤務医（年額）

	医 療 分 (0歳以上75歳未満)	後期高齢者支援金分 (0歳以上75歳未満)	介 護 納 付 金 分 (40歳以上65歳未満)
所 得 割	5.70%	1.70%	1.10%
均 等 割 (被保険者1人あたり)	21,600円	13,200円	13,200円
賦 課 限 度 額	最低 120,000円 最高 650,000円	最低 43,200円 最高 240,000円	最低 43,200円 最高 170,000円

所得割の算定には、前々年の総所得金額等から基礎控除を引いた金額を使用します。総所得金額等には、給与・事業・年金・その他雑・営業・譲渡・不動産・配当・利子・農業・一時所得等の他に、山林所得金額、短期譲渡・長期譲渡所得の特別控除後の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額等が含まれます。

## 第2種その他

技工士、衛生士、助手、受付等の保険料は変わりません。ただし、新たに賦課限度額が設定されたため、世帯人数によっては前年度より保険料が減る場合がございます。

## お問合せ先

ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。  
茨城県歯科医師国民健康保険組合 TEL 029-252-2562